

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3	府省庁名
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（地方消費税）	
要望項目名	郵政事業に係る消費税の特例措置の創設	
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 関連銀行及び関連保険会社（以下「関連銀行等」という。）が日本郵便株式会社に業務委託する際に支払う手数料には、地方消費税が課されている。 ・特例措置の内容 関連銀行等が日本郵便株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の仕入税額控除の特例措置を創設する。 	
関係条文	消費税法第30条	
減収見込額	[初年度] ▲3,400 (一) [改正増減収額]	
	[平年度] ▲3,400 (一) (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 関連銀行等が銀行代理業者・生命保険募集人である日本郵便株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の仕入税額控除の特例措置を創設することにより、関連銀行等の追加的負担を軽減し、金融ユニバーサルサービスの安定的な確保を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律により、日本郵便株式会社には、いわゆる金融ユニバーサルサービスの提供義務が課され、関連銀行等との間で銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約を締結し、銀行窓口業務・保険窓口業務を提供することが義務付けられた。 一般的に、銀行及び保険会社の各事業は、消費税が非課税とされている受取利息等や保険料が収益の大半を占める収益構造であるため、窓口委託手数料などの物件費に課されている消費税の大部分について仕入税額控除が受け難く、また、金融サービスにおいては最終消費者に転嫁できないため、構造的に消費税の影響を大きく受ける事業である。 関連銀行等が日本郵便株式会社に窓口業務を委託する一方で、多くの金融機関は（その経営判断により他社に業務を委託する場合は別にして）、一般的に自ら利用者に金融サービスを提供しており、窓口業務等に係る同様の消費税は発生していない。したがって、当該手数料に係る消費税分、関連銀行等においては、他の金融機関にはない追加的な負担が必然的に生じ、競争上、著しく不利となっている。 金融ユニバーサルサービス確保のためには、関連銀行等の扱い手が必要不可欠であるが、関連銀行等になることにより必然的に追加的な消費税負担が発生する、こうした競争上不利な状況が継続すれば、銀行・保険会社が関連銀行等となるインセンティブは大きく減退することとなり、金融ユニバーサルサービスの確保に支障をきたす恐れがある。 このため、関連銀行等として日本郵便株式会社に銀行窓口業務・保険窓口業務を委託する際に支払う手数料に係る消費税につき、仕入税額控除の特例措置を創設することにより、現在、関連銀行等の控除対象外となっている消費税の追加的負担を解消し、安定的な金融ユニバーサルサービスの確保を図る。</p>	
本要望に対応する縮減案		

	政策体系における政策目的の位置付け	VI. 郵政行政 郵政行政の推進
合理性	政策の達成目標	関連銀行等が日本郵便株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の仕入税額控除の特例措置の創設により、安定的な金融ユニバーサルサービスを確保し、利用者の利便性の維持を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
政策目標の達成状況		
有効性	要望の措置の適用見込み	本措置の関係者は、日本郵便株式会社に銀行窓口業務及び保険窓口業務を委託する、関連銀行及び関連保険会社である。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	関連銀行等の追加的負担を解消することにより、安定的な金融ユニバーサルサービスを確保し、利用者の利便性の維持を図る。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	他の民間金融機関と異なり、関連銀行等は、金融ユニバーサルサービス確保のために銀行窓口業務、保険窓口業務を日本郵便株式会社に業務委託することとなるため、そのことから必然的に発生する追加的負担である消費税の仕入税額控除の特例措置を創設することは妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	
前回要望時の達成目標	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	平成17年度税制改正から要望。